

動物は正しく飼いましょう

・動物を飼う前に、周囲に迷惑を掛けず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましょう。

・飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、動物の習性に合った飼いができるかどうかを確認しましょう。

・動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。

・動物には、迷子札やマイクロチップを付けるなど、災害時等に離れてしまっても、飼主が分かるようにしましょう。

・犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが義務付けられています。

・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり鳴き声などで近隣に迷惑を掛けないようにしましょう。

・散歩の際の糞尿は、飼主が責任をもって持ち帰りましょう。また、動物の毛の手入れも注意を払いましょう。

・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、狂犬病の疑いがある場合は、検査を受けさせることが必要です。

・猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等の被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から守ることができます。

・適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

・やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金のが科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大で5年の懲役または500万円の罰金がかせられます。

・動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう。

大網白里市農地の賃借料情報

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となる本市の実勢を踏まえた賃借料情報を提供します。

令和6年1月～12月に締結（公告）された賃貸借の賃借料水準（10a当たり）は、別表のとおりです。

農委事務局 ☎（70）0393

●別表1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
本市全域	農業振興地域	22,500円	31,700円	7,400円	451
	農用地域内 農用地域外	20,800円	31,600円	10,000円	95
（参考）本市平均		22,200円	—	—	—

●別表2 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
本市全域		11,900円	21,000円	9,300円	41

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、コシヒカリ 60 kg 当たり 21,070 円に換算しています。
※3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
※4 「（参考）本市平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
※5 この金額はあくまでも目安ですので、実際に契約を締結しようとするときは、契約当事者間で十分話し合ってください。

「海の家」を出店しませんか

令和7年度海水浴場開設期間における「海の家」出店者を募集します。

- ▼出店期間 海水浴場開設期間（7月上旬～8月下旬（準備・撤去は前後1か月以内））
- ▼場所 白里海水浴場
- ▼区画数
- 12区画（1区画367㎡）
- ▼出店条件
- ・3年以上継続して本市に住民登録がある個人
- ・3年以上継続して市内に事業所を置いている個人事業主
- ・3年以上継続して市内に事業所を置いている法人
- ▼提出書類
- ①出店計画書
- ②誓約書

③滞納のない証明書、確定申告書の写し（個人事業主の場合は直近3年分）

- ④出店条件を確認できる書類
- ・個人住民票の写し
- ・市外居住者の個人事業主・個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ・法人登記事項証明書

▼募集期間

2月17日（月）～3月10日（月）

▼受付場所

商工観光課（分庁舎3階）

▼その他

・出店申請にあたっては、必ず出店条件の確認をお願いします。

・「大網白里市海の家等適正利用調整会議」で審査を行います。



出店の可否を決定します。
・出店が承認された場合は、区画の占用や海の家建築・営業に関して、各法令等に基づき許可の手続きが必要です。
申・商工観光課振興班
☎（70）0356

ガス管損傷事故防止のために

- 工事を行う際は、事前にガス管の位置を確認してください。ガス管の位置が不明な場合は、ガス事業課まで問い合わせください。
- 工事は、ガス管の位置や深さを入念に確認してから行ってください。なお、ガス管の近くでは手掘りで、管肌を傷つけないよう慎重に作業を進めてください。
- 工事中、不明なガス管が出てきた場合は、ガス管付近の作業を一時中断して、ガス事業課までご連絡ください。



ガス事業課 ☎（72）1131

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています（供給しているガス種は12Aです）。

こちらは消費生活センターです！

実在する事業者をかたり 未納料金を請求する詐欺に注意

【事例】大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように。」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。（80歳代）

【ひとことアドバイス】

実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話

を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。

コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。

不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。

心配なときは、消費生活センターにご相談ください。

（参考資料：国民生活センター見守り新鮮情報 第499号より）

◆市消費生活センター

▶相談日時＝（月）、（火）、（水）、（金）10時～12時、13時～16時（祝・年末年始を除く）

▶会場＝中央公民館1階相談室

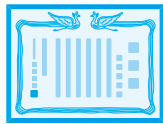
▶相談電話＝☎（70）0344

☎地域づくり課市民協働推進班

☎（70）0342

令和6年 人権擁護功労表彰

〈法務省人権擁護局長感謝状〉
穂坂 あい子氏（下々傍示）



人権擁護委員に川名辰司氏が再任

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済したりするなど、さまざまな場面で活動しています。

本市では、川名氏を含む6人の人権擁護委員が、人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。

◆人権相談

▶日時

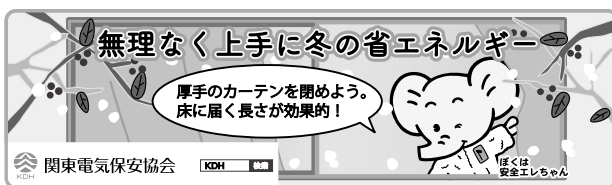
毎月第3（木）13時～16時

▶会場

中央公民館1階相談室

☎地域づくり課市民協働推進班

☎（70）0342



国の経済対策に基づく「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施による市営ガス料金の値引きを次のとおり行います。手続きは不要です。

▼対象 市営ガスを契約している方（年間契約量が1

000万㎡未満の家庭や企業など）

▼期間 令和7年2月～4月

▼検針分（1月～3月使用分）

▼値引き単価（税込み）

1㎡当たり10円

※4月検針分（3月使用分）

は1㎡当たり5円。

詳細は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

☎（72）1131

☎ガス事業課

▲特設サイト（資源エネルギー庁）

☎（70）0342

住みよいまちをつくるため、区・自治会に加入しましょう。主に防災活動や、環境美化、防犯灯の設置等の活動を行っています。

☎ 市区長会事務局（地域づくり課市民協働推進班内） ☎（70）0342